



福祉サービスの利用には、サービス利用計画案が必要です

障害者総合支援法では、福祉サービスを利用するためには、サービス利用計画案を提出する必要があります。サービス利用計画案は、相談支援専門員に依頼して計画相談給付費により作成する方法と、申請者が自分で作成する方法があります。自分で作成する方法は、セルフプランといいます。どちらの方法で作成するかは、申請者が自分で選ぶことができます。

	計画相談給付費	セルフプラン
利用計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・作成費は無料です ・相談支援専門員に依頼して作成します ・計画を作成するために相談支援専門員は、自宅へ訪問をします ・計画相談給付費の申請が必要です ・計画を作成するためには、作成するための時間が必要になります ・実際にサービスを使った結果を評価し、必要に応じて、サービス内容の見直しをおこないます（モニタリング） 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成費は無料です ・自分で作成しますが、家族や関係者の支援を受けることができます ・自分で作成するため、依頼し、計画を作成するまでの時間はかかりません。 ・サービス内容の評価は自分でおこないます。
選択する目安	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のサービスを使う ・複数のサービス事業者を使う ・退院後や退職後など、進路や方向性が定まっていない ・サービス内容が変更する可能性がある ・サービス内容を検討する時間が必要である 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとつのサービスしか使わない ・すでに学校や関係機関で相談をしており、進路や方向性が定まっている ・サービス内容の変更は予定されない ・すぐにサービスを利用する必要がある



計画の作成方法について

	計画相談給付費	セルフプラン
手続き	<p>サービス利用申請の際に、計画相談支援給付費を申請していただきます</p>	<p>「甲州市障害者セルフプラン」を参考に作成をしていただきます。</p>



お問い合わせ

甲州市福祉あんしん相談センター

甲州市塩山上於曾933番地6

TEL 0553-32-0285

FAX 0553-33-